

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成30年12月12日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。オオサキさん。

○記者 NHKのオオサキです。

今日、定例会の議題の4ですかね、大山火山の新知見を踏まえた対応についてなのですが、けれども、既に許可を受けた原発で自然現象の想定を見直す可能性があるという状況になったのは、これが初めてになるかと思うのですが、その対応に当たって、実際、バックフィットというか、プラントについて、今回は活火山ではないということを理由に、停止までは求めないという判断をされたわけですが、実際、どんな影響があるか分からないという段階において、想定が変わる可能性があるときに、ある程度規制委員会として前のめりに措置を求めるみたいなことというのがあり得るのかどうか。特に今回のケースがどうかということもあるのですが、その考え方というのを我々が知る上でも、ある意味で、具体的な事例としてそういうきっかけになるのかなと思ったのですが、そのあたりの自然現象の想定におけるバックフィットの考え方というお考えを伺えますか。

○更田委員長 まず、今回のケースに関して言えば、今日の委員会で示したとおりであって、その判断の根拠となっているのは、大山火山の活動性であるとか、それから、新たに得られた知見の反映の度合いですね。層厚に与える影響があるのではないか。今の時点で確定しているわけではないけれども、噴出量が一定程度変わったので、層厚に有意な影響が出るのではないかとということで再解析を求めている。この対応について、例えば即座の対応云々に関しての判断というのは、今朝の委員会のとおりです。

では、今、質問の中にあつた、新たな知見があらわれたときにどういう対応をとるか。これは新たな知見の与える影響の大きさと、それから、その確からしさによるとしか言いようがなく、新たに得られた知見が極めて深刻な差し迫った危機を示すものであった場合というのは、当然、即座の措置を求めることというのは可能性としてあると考えています。

これは火山活動だけではなくて、地震であろうと、津波であろうと、それから、例え

ばプラントにおさめられている機器に大きな欠陥が見つかったとか、全く考慮されていなかった損傷モードが見つかって、これが直ちに深刻な影響を与えるということであれば、即座の措置を求めるとするのは可能性として十分あり得ることだと思っています。

○記者 その際に、もちろん画一的な対応があるべきだと思っているわけではないのですが、一定程度、こういった事例について、判断基準みたいなものというのが委員会として必要になる可能性というのはあるのでしょうか。

○更田委員長 どういったものをイメージされているかが必ずしも明らかではないのですが、判断に当たってあらかじめ基準を設けた方が好ましいケースと、そうではないものとあって、このバックフィットに関して言うと、非常に多様なケースが考えられると。ですから、むしろ基準を設けるとなると、その基準を設けるための議論に物すごいリソースを費やしたり、ないしは一旦基準を設けるとビヘイビアが硬直的になるということを非常に恐れているのですね。

別に規制委員会、規制庁に限らないですけれども、政府組織が基準とか規則を設けるのが大変好きなのは、いざそのときになったときに、それと照らし合わせて判断の負荷を下げようとする意識が働くわけですが、逆に一旦規則を定めると、規則のどこそこにこれこれと書いてあるということにとられるようになって、むしろそのときにふさわしい判断、適切な判断を考えるという行為を軽く見てしまうところがあるので、私は、バックフィットに関して言えば、バックフィットというそもそも基準を作ろうとするのにイメージが湧かないのは、物すごく多様な要件を考えて、今までバックフィットをかけてきたものだって、HEAFという高エネルギーアークのものがある。今回、火山灰のものがバックフィットになる可能性がある。今日議論したのは、火災感知器のものがある。さまざまなバックフィット、それから、例えば柏崎刈羽の6・7号機の審査で得た経験を踏まえて、それを他号機に対しても展開するというような形のバックフィットもあった。さまざまなケースがあるので、バックフィットの運用に関して、あらかじめ基準を設けるとするのは、余りふさわしいアプローチではないと思っています。

○記者 いわゆる国民の側からすると、想定が変わるかもしれないというときに、何も対応がとられていないのではないとか、つまり、もしかしたら大きな災害が起きて、原発に何か起きるのではないかというようなことに、バックフィットをかけるような状況になれば、捉えられる向きもあるのではないかと思っていまして、そういったことに対しての説明性みたいなことも必要なかなと思ったということなのですが。

○更田委員長 バックフィットを何が妨げるかという、これは東京電力・福島第一原子力発電所事故の大きな反省だけれども、バックフィットを何が妨げるかという、新しい知見や知識が積み上がっているにもかかわらず、寝た子を起こすなみたいな議論で、一旦これに対して議論を始めると、非常に負荷・抵抗が大きくなるのでというような心理的なものも含めて、認識の抵抗がかかるというのが、非常にバックフィットというのをこれまで妨げてきた。

それから、もう一つは、問題を浮上させたらすぐに影響が出るというのを過度にやると、バックフィットというのは絶対成立しない。これはこれまでも繰り返し申し上げてきたけれども、今日も猶予期間の話がありましたけれども、バックフィット制度と猶予期間というのは必ずセットであって、セットでなかったらバックフィットなんて絶対うまくいかない。

例えば原子力発電所、事業者が自らの施設に危険があると、こういったいい改善があると気づいたときに、それを言い出せる環境を作らなければいけない。ところが、言い出した途端に、対策は即座にとれと。全発電所とれというのと、せっかく新たな危険なり、新たな提案、もっといい改善に気づいた人というのは、絶対にそれを口にできないというプレッシャーがかかる。

ですから、バックフィットというのは規制の中でも非常に難しい。適切なアプローチをとらないと前へ進まない制度であって、もちろん事業者にとっても、私たちにとっても安全性の向上という目的は共有しているはずで、それが、まず気づいた者が、新たに見つかったもの、新知見や気づきが浮上するという環境、文化というか、状況を作っておかなければならないし、それが過度な反応、ヒステリーとは言わないけれども、過度な反応にはね返るようなものにしてしまうと、これまた改善のためのものが前へ進んでいかない。

ですから、では、そこで情報の重みをどう考えて、どのくらい猶予期間を設けた方がいいのか、あるいは先ほどの御質問にもあったように、猶予期間なんかなしに即座に対処しなければならないものはあるのかというのは、やはり情報の深刻さと、それから、確からしさに依存するしかなくて、これはやはりケース・バイ・ケースで考えざるを得ないと思っています。

そういった意味で、基準を設けるということは、事実上は非常に難しいし、また、下手な基準を作ると、それに縛られるということの方が、私は経験上、そちらの弊害の方が大きいと思っています。

○記者 分かりました。

もう一点だけ、最後。今まさに委員長がおっしゃったところと関係するかと思うのですけれども、安全についての意識を事業者とある程度共有していくということも含めて、今回に関して言えば、これは知見をめぐっての見解の隔たりだったと思うのですけれども、事業者側が示してきたものに対して、規制委員会側がそれよりも大きなものを想定すべきということが起きてくると。

実際、これまでも、事業者側が審査の前提となる想定等をめぐって、議論の余地のある部分について、ある種、考えない方向で出してくるということ、そこで説明しようとしてくるということがすごく続いているなという印象もあって、これがもしかしたら安全文化というか、先ほど委員長がおっしゃったような、新しいことなり、リスクを表に出すことへの抵抗感と関係あるのかどうか分からないですけれども、このあたりの電力

側とふだんから接しておられての印象というのはどうお考えですか。

- 更田委員長 今、非常に巧妙な質問だなと思って聞いていたのですけれども、それにあえて乗るとすれば、私たちも気をつけなければならないのは、これは東京電力・福島第一原子力発電所事故以前にも語られていたことではあるのですけれども、例えば事業者がここはこうした方がいいなど、より安全のレベルが高くなるなど思っている、それを実施するためには、設置変更許可を申請して、審査を受けて許可をもらわなければならない。そうすると、これは多くの要員を投入して、時間をかけてということになって、結局、設置変更許可というものが安全性の向上を阻害するというパターンだって考えられるのですね。

理屈の上ではあり得る話だし、やはりいくつかの事例については、即座にぱっとやれるのだったらやりたいけれども、役所に申請して許可をもらわなければならないようだったら後送りするかというようなものだって理屈の上では考えられて、ですから、規制は、その点は、ここも難しいところで、事業者の改善意欲をそがないような仕組みにしなければならないと。

一方で、事業者は現在も自主的な安全性向上というのをあれだけ喧伝しているのだから、それはもう当然、彼らは自らの事業が円滑に進むためには、安全性向上のための努力というのは不可欠なのだろうと認識していると思いたいですし、また、安全性向上は自らが最大の受益者なのだと思わないようだったら、それこそ大きな問題だと思います。

- 司会 御質問のある方はいらっしゃいますか。クラサワさん。

- 記者 ビーメディアのクラサワと申します。

この記者会見ではもう出たかもしれないのですが、もう一度。近接原子力施設からの影響に関わる審査についてというのが、9月でしたか、2回ほど議論されましたが、これを読むと、これは事業者の自発的な考慮がベースになって、それに対して、必要とあれば規制委員会も考慮するという、こういうたてつけになっていると理解してよろしいのでしょうか。

- 更田委員長 必ずしもそうではないと思っています。近接原子力施設の考慮というのは、審査を進めて許可や認可を行う際に、私たちがこういった施設については考慮するよという認識を示したものですので、もちろん事業者の自主的な考慮による対策なりももちろんあるけれども、私たちは許認可を与える際にこういった近接施設の影響を考慮するという一種の決め事ですので、そういった意味では、規制もこれを取り込んでいるわけですし、事業者も自らの安全性を考えると、その判断にそれを加えているというのが正確なところだと思います。

- 記者 あと、議事録を読むと、事例として挙げられているのが常陽と高温ガス炉と、それから、JRR-3なのですが、ほかにどういうケースが考えられるのでしょうか。例えば東通

の東電と東北電力のこういうようなケースというのは対象になり得るのでしょうか。

- 更田委員長 なり得ると思います。なり得ると思いますけれども、それを議論した時点で、まだ東電、東通は視野に入っているわけではなかったもので、事例として挙げていませんけれども、当然、東北の東通と東電の東通というのはケースの中に入ると思います。
- 記者 あと、これは今、修正版というものまで資料で出ているのですけれども、これはいずれガイドラインに盛り込まれる、何らかの文言として盛り込まれることになるのでしょうか。
- 更田委員長 そうですね。これは、一つは、そういった委員会文書を決定した時点である種の効力を持っていますので、すぐに何かガイド類、解釈類に取り込まなければならぬというニーズがあるわけではないですけれども、ガイド類は常に明確化なども含めてアップデートしていますので、どこかの機会を捉えてということはあるのだろうと思いますけれども、具体的にそういった声を聞いているわけではありません、今のところ。
- 記者 ということは、つまり、施設についても、申請施設ではなくて、周辺の施設としても何かリストアップしてということでは、今の段階ではまだないと。
- 更田委員長 そこで影響を考えているのは、重大事故等対処施設が要求されるような大きな影響を周辺に与える施設を対象としていますので、そういった意味で、リストアップというほど大げさに数は出てこないとは思っています。ただ、異なる事業者が有する異なる施設が、それぞれ重大事故の懸念について考慮しなければならないような施設のケースというものに取りまとめたものですので、そんなに多くのケースにわたるものではないです。
- 記者 ここに工学的な判断というのがあるので、工学的な判断の基準があって、一定程度想定をされているのかなと思ったので、質問した次第です。
- 更田委員長 そこまで具体的な線引きがあるものではないと思って、むしろふさわしい判断をケース・バイ・ケースですべきだと思います。
- 記者 ありがとうございます。

○司会 質問のある方。どうぞ。

○記者 日本テレビのヤジマと申します。

実は先月もお聞きしたのですけれども、南海トラフ地震の臨時情報が出た際の対応なのですが、南海トラフの想定震源域でマグニチュード8レベルの地震が実際に起きて、その地震によって新たな地震が起きる可能性が高まった際に、昨日の国が出した指針では、大津波の襲来に備えて沿岸の住民をあらかじめ避難させる、1週間程度避難させる必要があるということを出したのですけれども、この事態が起きたときに、何か原子力発電所などに対する規制ですとか対応は必要ですか。

○更田委員長 仮定の話ではあるので、臨時情報が3段階にわたって出てきて、今おっしゃったのは2番目の臨時情報、最初の情報があつた次の情報に当たるのだと思いますけれ

ども、位置関係にもよるけれども、住民の方々の避難であるとか、移動が伴うような事態が起きたときというのは、あくまで仮定の話ではあるけれども、原子力施設の利用の停止を求める可能性は十分にあると思っています。

というのは、これは、まず自然災害から、東日本大震災の際にもそうですけれども、亡くなられた方の非常に多くの方が、自然災害によって東日本大震災の際に亡くなられた。さらに、それに原子力の事故が重なった。

今おっしゃったような事例で、自然災害に備えるために住民の方の移動を伴うような防護策が必要となった段階では、原子力施設に起因する懸念を十分に下げておく必要があるだろうと思います。そういった意味で、位置関係にもよるけれども、原子力施設の利用の停止を求めることは十分にあり得ると思っています。

○記者 今、委員長のお言葉にありました利用の停止というのは、例えば稼働中の原発であれば、止めるということによろしいですか。

○更田委員長 手動停止だと思います。

○記者 例えば昨日出た国の指針、ガイドラインみたいなものに関して、具体的に市町村の対応までは細々と決まっていらないようなのですけれども、原子力規制庁、規制委員会としては、この原発に関しての議論というのは、今後、進めていくお考えはございますか。

○更田委員長 これはこれまでもやっているし、割と日常的に議論している話ではあるのです。ただし、今おっしゃった例えば南海トラフであると、得られるかもしれない情報の幅が非常に大きいものなので、これも先ほどのNHKの方の質問に対するのと似た答えになってしまうのだけれども、あらかじめこういう情報が与えられたら、このようにアクションするというようなことを準備しておこうとすると、物すごい数になってしまうか、あるいはなかなかそれは難しいので、どうしてもその場に至ったときに、かなり難しい判断を迫られることになるのは避けられないと思っています。

ただし、やはり意思決定のための準備をしておくために、一定程度の、例えばこういう情報が得られたらどういうアクションをとるといようなことは検討はしていますし、また、その備えに関しては、継続的に準備をすることが大事だろうと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 キノさん。一番前です。

○記者 フリーランスのキノと申しますけれども、今日のお話と関係あるのかなのか、ちょっと微妙なのですけれども、避難指示解除に関して20ミリシーベルトという数字がよく出てきて、今日も出てきたと思うのですけれども、一方で、国連のUPRの手続の中で批判が出ていて、日本政府に対して、以前、勧告に日本政府が対応していないという批判なのですけれども、今日も規制の議論の中で自然に20ミリシーベルトという数字が出ることに對しては、特に異論もないまま進んでいることを考えると、年間20ミリシー

ベルトの避難指示の解除の基準というのは、規制委としては、特に今のところ問題にすることもないという認識と理解していいのかどうかというのをちょっとお伺いさせていただきます。

- 更田委員長 今日議論で異論が出ていないということは、すなわち、今日の方針に対しては規制委員会として異論を持っているわけではないです。ただ、現実をきっちり見る必要はあると思っていて、今の拠点、それから、これから拠点に対して除染等々が進んでいくわけですけれども、拠点に対する帰還が始まったときに、予想される空間線量率から考えたとき、これは生活パターンにも非常に大きく依存しますけれども、年間被ばく線量として考えられるものというのは、おそらく2~3ミリシーベルトぐらいという状況が一般的であろうと思います。

ただし、この値というのは、同じところにお住まいになって生活されても、生活パターンによって大きくばらつきが、違いが出てくる。であるからこそ、今日の方針にもあったように、個人線量に基づいた管理が必要だという結論に向かっている。

それから、国連の、今おっしゃったのは、これはかなりコントラバーシヤルというか、議論のあるところなのは、例えばIAEAの内部などでは、あぁいった国連人権委の提言のようなものに対する非難の声というのは結構あるのです。というのは、非常に多くの専門家が関与して、その合意として出されたものというよりは、極めて個人の御意見という色彩が強いので、意見が表明されること自体は当然のことであるのだけれども、個別のあぁいった意見に方針として左右されるものではないというのが原子力規制委員会の見解です。

- 記者 まず1点、年間2~3ミリシーベルトになるのが一般的だろうというのは、以前、大分前なのですけれども、ある特定の論文があって、空間線量率に対して何%という数字があるという、そういう根拠ということなのでしょうか。

- 更田委員長 あとは、原子力規制庁として委託での調査等をやっています、これはホームページにあると思いますけれども、ある空間線量率の分布を持った領域で線量計を持った人の行動との間の照らし合わせで、その区域に居住した場合に年間の被ばく線量がこのぐらいになるというような、個人の線量と空間線量率の分布との間の相関を捉えようとするような委託事業は、何年目かな、数年にわたってやっていますので、規制庁は規制庁として独自のデータを持っておりますし、当然、公表されている論文のサーベイのようなこともしております。

- 記者 あと、20ミリシーベルトに関しては、いろいろ議論があるという一方で、ICRPの勧告をそのまま受ければ、事故からこれだけ、7年たっている中で、現存被ばく状況という中で、その最大線量をとっているというのは、問題としてはないのでしょうか。政府の国会の閣議決定等では、今、現存被ばく状況という回答になっているもので、1~20ミリシーベルトだと、その最大値がいまだに続いているというのは問題ないのでしょうか。

○更田委員長 問題がないというか、当然、いわゆる参照レベル、最適化のプロセスなので、実現できたらそれを下げていくというアプローチになると思っています。これは仕組みの問題か、体制の問題か、風土の問題か分かりませんが、例えば20と置いて、20はもう十分達成できるよねとなったときには、例えば15、5と、このように下げていって、それに向けて対策をとっていくというのがいわゆるああいった線量目標の使い方ではあるのだけれども、どうも20と1ばかり言の葉に上ってしまう現状があって、それは、だから、十分柔軟な対応がとれているかといったら、そこには課題はあると思っています。

○記者 順番に下げていくという意味では、当然、20か1ではなくて、その間というのが参照レベルで当然出てくることは分かるのですが、今、それが議論に全くなっていないのですが、これは例えば規制委の方から何らかの形でというのは考えられないのでしょうか。あくまでも政治的な判断ということになってしまうのでしょうか。

○更田委員長 政治的ではないと思います。最適化していくための手段の一つとして参考レベルというものをを用いるといったのは、今、キノさんがおっしゃったように、アプローチとしては、20がもう十分達成できるのだったら、次、10の段階ですね、5の段階ですねと行く方が、柔軟にそれが進められれば、その方が好ましいと思うのですが、これはどこが言い出すのかというと、これはやはり被ばくに関しては、その影響も含めて非常に多くの不安や懸念があるので、そういった意味では、多くのところが議論しなければいけないだろうと思っています。例えば医療の関係者もそうであろうし、それから、放射線審議会みたいなのところも、おそらく場としてはあるのかもしれないと思っています。

ただ、今おっしゃられたので思ったけれども、何か議論が20か1かという話になっているのは、余り好ましい状況ではないと思います。

○記者 最後にしますが、その中で、20か1ではなくて、その間をきちんと参考レベルとしてとっていくとすると、では、どうしたらいいのかというのが、今、全くどこが手をつけているわけでもなく、議論にはなっていないもので。

○更田委員長 そう。例えば途中の値に向けたら、どういった検討、どういった努力が必要なのかという議論すら始まっていないというのは、おっしゃるとおりだと思います。ですから、それはまずどこかがインセンティブというか、モチベーションを持たないと始まらないだろうと思いますけれども、そうすると、これは具体的に御利益があるのかどうかというのをそれこそ生活支援チームとの間で議論してみるということなのかもしれません。うちがですよ。

○記者 規制委として。可能性は今は見えないですかね、まだ。

○更田委員長 復興会議ですとか、それから、原子力災害対策会議、いわゆる原子力防災会議ですとか、政府内でつかさつかさが議論する仕組みというのはありますので、そういった意味で、今後、相談というか、余りこういうものというのは、攻撃的になると実

を結ばないところがあるので、円滑な議論ができるように進めてみたいと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、ごめんなさい、名前が出てなくて。

○記者 プラッツのヤマグチです。

簡単な確認を一つだけ。昨日でしたか、東電の保安規定の取り下げ、見直しが議論されましたけれども、これはとりもなおさず新たな部署、社内カンパニーとしてニュークリアパワー・カンパニーを設立すると。そこが柏崎なり、2Fなり、将来的な東通の運営をつかさどるといふところにおいて、一番トップである小早川社長の責任というものがやや弱くなる、薄まるというような危惧をお持ちだと理解したのですが、委員長御自身もそのようにお考えのための見直しという判断だと理解してよろしいのでしょうか。

○更田委員長 これは一旦、今は取り下げられたので、余りこれについて、これ以上後押しするのは好ましくないのかもしれませんが、一つの懸念を持ったというよりは、いくつもの観点から、私たちの持つ懸念、疑問を解いてもらわなければならないとは考えていました。

一つは、トップの責任というものが変わるのか、変わらないのか。東京電力のトップは福島第一原子力発電所の廃炉をやり抜く。福島第二発電所の安全をきちんと維持する。そして、柏崎刈羽では6・7号機の再稼働を目指しているのだから、安全性向上、安全性維持に向けてたゆまぬ努力を続けると。これも、それらひとつひとつに対してきちんと責任があるのだということを確認してもらわなければいけないわけですが、それがこの社内カンパニー化によってどう変化するのかというのは、これは審査会合等でも出た懸念だと思うのです。

ただ、それだけではなくて、社内カンパニー化が、例えば東京電力全体の品質保証体制であるとか、調達にかかわる信頼性であるとかというものに本当にいいことなのかというの懸念は持っておりました。

というのは、東京電力は福島第一原子力発電所の廃炉作業に関して、廃炉カンパニーというのをもう既に持って、カンパニー化して進めているのですが、カンパニー化して進め出して、3号機の使用済燃料の取り出しであれだけ下手を打っておいて、カンパニー化がいいことですよとどうして言えるのかというのを私は疑問に思っておりました。

ですので、そういった意味で、一つだけではなくて、責任の所在であるとか、それから、東京電力全体として、柏崎刈羽6・7号機を動かしたいですというのは、それが福島第一原子力発電所の廃炉をやり抜くためにもいいことなのだと彼らは説明してきたはずで。そういった意味で、本当に社内カンパニー化というのが福島にとってもいいことなのかというのは、きっちり確認したいと思っていましたし、また、カンパニー化が実際に効果を上げているかどうかということに私はそもそも疑問を持っていたので、こういった懸念、疑問について聞きたいと思っていましたけれども、取り下げという

形になりましたので、この議論はまた改めて提案があった際にとということになると思います。

○記者 ただ、東電としては、カンパニー化そのものの計画は変えることはないとしておりますが、ポイントとして、委員長の懸念のところは、責任の所在がちゃんと小早川社長にあるのか、細部まで見渡せるのかということであるということなのか、カンパニー制そのものに疑問を持つということなののでしょうか。

○更田委員長 両方だと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

済みません、もう一つ別件で、ちょっと雑駁(ざっぱく)な質問で恐縮なのですが、2011年の震災以来、新規制基準が導入され、安全対策など、非常に厳しいというところを、海外の市場も反映してか、日本から海外に輸出を計画しているいくつかのプロジェクトでも、かなり安全コストが膨らんだというところで、先行きの懸念が指摘されていますが、委員長が御覧になられるに、例えば、アメリカ、英国、はたまた取り沙汰されているトルコなどでも、実際のところ、規制当局が、日本の震災以降の厳しい規制基準にならって許可してきている具体例と申しますか、そういうものは散見されますでしょうか。ちょっと不勉強で恐縮です。

○更田委員長 他国の規制について言及するのは余りふさわしいことだと思っではないのですけれども、これはいろいろです。いろいろですし、規制の強度が国によって違うことは事実です。東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を受けて大きく要求水準が変わった国もあれば、大して変わっていない国もあるのも事実です。当然、規制当局同士もお互いの経験や知識に関しては交流して議論をしていますけれども、各規制当局の判断はあくまで個々の、規制当局独自の判断ですので、規制の強度がどうであるかについてはコメントする立場にありませんけれども、例えば、HEAFとか、1相開放であるとか、そういったものに対するバックフィットという点で日本の規制は極めて今、特徴的であって、新たな知見が得られてから、猶予期間等を考慮しても、対策が実現するまでの期間は最も短い国の一つであろうと思っています。そういった意味では、打っている対策であるとかに関して、各国、そんなに大きなばらつきがあるわけではないけれども、使用済燃料プールに対する対策であるとか、それから、特定重大事故等対処施設であるとか、例えば、特定重大事故等対処施設について言えば、フランスとかなり似ているけれども、スイスの似たようなものとは設計思想が違うとか、米国にはそもそもそういうものがないとか、そういった違いはあります。ですから、お答えは、国によってそれぞれとしかお答えしようがないですね。

○記者 先ほどの、明らかに水準が変わった、要するに、厳しくなったというのはどちらの国ですか。

○更田委員長 それはいろいろありますけれども、一つの例で言えば、フランスは日本の特定重大事故等対処施設に似たような施設があるのですけれども、それに対する耐震要

求等々は非常に低いレベルだったのですね。それを事故を受けて、耐震要求等を引き上げたというのは事実としてあります。

○司会 それでは、イワマさん。

○記者 毎日新聞のイワマです。

たびたびの質問になってしまって恐縮なのですが、原燃の再処理施設につきまして、来週、審査会合があるとのことですが、そこで、委員長がこの前おっしゃられていました、例えば、説明の仕方というのでしょうか、説明の文書ですとか、それ以外にも議論が出てくるかもしれないとは聞いているのですけれども、審査会合が決まりまして、現在での審査書案の取りまとめなどに向けた見通しなどをお聞かせ願えればと思います。

○更田委員長 その後、検討していて、前回よりもむしろ見通しを話しづらくなったと思っています。審査会合がありますし、審査会合で問いかけをします。それに対して、そう長い時間ではないと思いますけれども、日本原燃も準備のための時間が必要だと思いますので、その反応を見てということになると思っています。もちろん、申請書の記述の変更が必要な補正に対する指摘も事務的にあるのですけれども、それ以外にも、これまで確認してきたことについて、さらにいくつか問いかけて、事業者の見解、それから、評価を聞きたいと思う点がいくつかありますので、これは審査会合を見ていただきたいと思います。

○記者 新たに話される議論の点とかを聞きますと、正直、コメント回答のための審査会合、少なくとも審査会合は1回で終わると思えない。これまでのほかの原発のそうした議論だとかを聞いていると思うのですけれども。

○更田委員長 余り細かいことはと思いますけれども、1回ということはないと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、左に行って、ヨシノさん、セガワさんの順番で。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

南海トラフの関連でなののですが、九州、四国、それから、中部、浜岡、浜岡だけ実名挙げてしまって申しわけないのですが、この辺が影響されるのかなと思うのですが、イメージとしては、津波のことばかり考えている嫌いがあったのですが、2回目の臨時情報でマグニチュード8クラス、さらに住民避難が要求される場合は、こうしたところの原発もイメージとしては自動停止してもらおうということになり得るのでしょうか。

○更田委員長 これは、起きた地震によって、原子力発電所は影響を受けていなくても、ただし、大きな地震の後、やってくるであろう津波に備えるために、例えば、非常に多くの住民の方が動かなければならないとなったときにどうするかは難しい判断だと思います。

います。というのは、地震はもう既に来て、発電所はびんびんしているのに、何で止めなければいけないのだと。そうは言っても、そのときの影響の大きさにはよるけれども、日本の歴史において、これから来る災害に備えるために避難をお願いするような事態は、かなり異例というか、非常に危機が迫っている状況だと思えますので、先ほどもお答えしたように、原子力発電所自体の事故の可能性のいかんにかかわらず、それが停止になるのかどうなるのかは、そのケースになって判断することになると思いますが、最も厳しい判断、最も強い判断としては、手動停止してもらおうというのはあると思っています。

○記者 細かくて申し訳ないですけども、一発目で大きいのが来た場合、大体スクラムしてしまうと思うんですけども、その継続を依頼すると、具体的にはイメージとしてそうなるのでしょうか。

○更田委員長 今、想定しておられるのは、結構大きな地震、先ほどマグニチュード8とおっしゃった。そうであるとする、スクラムして、スクラム後、すぐに立ち上がるのではなくて、当然、安全確認が必要なわけだし、余震の脅威も高まっていると考えざるを得ない。これは地震学の方の見解がそのときにあるのだらうと思えますけれども、それでも、スクラムして、そして周辺の住民の方々が避難しなければならないと言っている状況のときに、発電所は何ともなかったから再起動しようねというのは、余り強いニーズがあるとも思えないので、そこは安全が十分に確認できること、それから、自然災害に対する防護策が円滑に進んだことが確認できるまで、少なくともその期間は止めておくというのはおかしな判断ではないと思えます。

○司会 それでは、前へ行ってセガワさん。

○記者 河北新報のセガワと申します。

政治的な話で恐縮なのですが、臨時国会が終わりました、会期中に衆院の方で原子力問題の特別調査委員会が実質2回開かれて、委員長も1回お出になられたと思います。私も傍聴しておったのですが、主に自民党というか、与党の議員からは、審査の迅速化というか、効率化という意見が結構出ていて、震災からもう7年9か月たちましたけれども、東北の人間としてどうかなという思いもあるのですが、だんだんそういう声が強まっているような感じもあるのですが、もちろん規制委員会としては科学的に厳格に審査するという事は重々承知しているのですが、そういうことに対してどうお考えになるかをお聞きしたいと思います。

○更田委員長 これは今に始まった話ではなくて、規制委員会が発足してしばらくして、基準を設けて、適合性の審査を始めて、もうすぐにそういった御意見は強く受けていて、ただ、私たちは事業者との間で共通理解を持って、そして審査に手抜きがあってはならない、とにかくやり抜くのだと、厳正厳格な審査に努めるのだということは、一丁目一番地というか、大原則ですので、急ぐために審査をまけようとは全く思っていませんし、

それこそ、この国の原子力利用の否定につながるとすら思っているのです、そういった御意見があることは受けとめなければならないし、それから、国会での御質問に対しては真摯にお答えしなければならないと思っていますけれども、しかしながら、私たちの使命である放射線の悪い影響から人と環境を守るということ、この使命を果たすためには、時間にとらわれてということはありません、やはり科学的、技術的に厳正厳格な審査に努めることに尽きると思っています。

○記者 ありがとうございます。もう一点、先週金曜日の調査特別委員会でアドバイザーボードの、国会事故調の委員長だった黒川さんら4人が出席して参考人質疑がありましたけれども、その中で委員の方から、たしか長崎大の鈴木先生だと思うのですが、原子力施設が立地している地元に対して、事業者とか経済産業省だけではなくて、規制委員会ももっと現場に出て説明すべきだという意見とか、あと、根本的な話なので、規制庁としてのリソース不足をどうするのだとか、海外との交流をもっと活発にしたらどうかという意見が出たのですけれども、それについての受けとめも伺えればと思います。

○更田委員長 3点あったかと思います。1つは、住民の方に直接、原子力規制委員会なり、原子力規制庁がと、これ自体は悪いことではないように聞こえるかもしれないけれども、やはりいつか来た道に戻っていくことをすごく恐れている、かつてはどうしていたかという、規制当局が事業者と並んで、これだけ対策を打っていますから、どうぞ御安心くださいとやっていた。あそこには決して戻っていかないというのが決意でありますので、ですから、事業者や推進部局と一緒にそういった席にということとは全く考えていない。

では、原子力規制委員会が独自にということになったときに、説明の内容が、あくまで基準の内容、審査の内容であって、施設の安全に言及するものではないのですね。施設の安全は事業者が自ら責任を持って説明できるようでなかったら、それを運用する資格がないと。ところが、基準の説明、審査の説明と言っても、規制当局というものの役割がなかなか理解を得にくいところもあって、実態問題として、そういった説明が難しいのは事実としてあると思っています。ただ、難しいからやらないというのは理由にならないので、一定程度そういった努力は必要だろうと思っています、私たちは基準について説明する文書であるとか、そういった努力はしているのですけれども、ただ、現状から考えて、直接地域の方に触れるような活動をするというのは、現実問題として難しいだろうと思っています。

それから、2つ目は、人員、人材に関して。私は大きな懸念になるような不足が現状であるとも思っていないのですけれども、ただし、強化は常に願っております。具体的な例で言えば、今日、火災感知器について、安全性のレベルを向上させて、これにバックフィットをかけるという方針を示したわけですけれども、これは元々は消防、火災の専門家がいたからこそできたことです。ですから、この場を借りて、優秀な人材を送って

くれている消防庁には本当に感謝しなければいけないのだけれども、そういった優れた人材、専門知識を有する人材がいたからこそ目指せる向上があるのは事実なので、人材については今後とも強化に努めていきたいと思っています。役所なので、いろいろなものに縛られるところはあるのだけれども、これは声を大にしていきたいと思っています。

3つ目の国際に関しては、かなりやっつけてはいるのです。ただし、本当にコアなところの交流は、どうしても阻まれているところがあるのです。例えば、先ほど各国の規制の強度についてという御質問があって、非常に機微に触れるところなので、トップ同士が腹を割って話すことが必要なのではないかということで、いわゆる原子力利用を盛んに行っている国の規制当局のトップ同士で腹を割って話そうではないかという機会が年に2回あるのです。私は委員長として1回、委員として1回出席したことがありますけれども、ざっくりばらんな議論で、非常に有益なのだけれども、田中委員長時代も含めて、原子力規制委員長はよくて年1回しか参加できない。これはなぜかというと、国会会期中は事実上海外に出ることが全く不可能であるから。この活動以外にも、直接確認をしたいこと、直接意見の交換をしたいこと、トップだからこそということで、私は田中委員長時代にも盛んに言っていたのだけれども、やはり国会に縛られるというのは結構難しい問題です。

それから、職員のレベル、委員レベルで言うと、委員は田中委員、山中委員、伴委員、それぞれ、石渡委員もですけれども、海外との間の十分な交流を行っているし、職員も、米国に検査官だけでも延べ11人研修に送っていますし、フランスの研究機関等にもこれから人を送ろうとしていますので、交流自体はいいことなのですが、余計なことを言いますけれども、どうも日本の役所には国際畑を余り重視しない風潮があって、国内派と国際派が戦うと必ず国内派が勝つという明治みたいな風潮がいまだにあるので、国際貢献を高く評価する文化みたいなものはやはり醸成していかなければいけないと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、御質問のある方、一旦手を挙げていただいていいですか。では、ミウラさん、カワダさん、タケウチさん、ドイさん。

○記者 読売新聞のミウラです。よろしくお願いします。

先ほどの南海トラフの関係ですが、手動停止を求めることは、法的な根拠を念頭に置いておっしゃられたわけではないのですか。

○更田委員長 確かでないですけれども、私たちは、危険が差し迫っているという判断をした場合には停止を求める権限を持っているものと理解しています。ですから、法的な根拠のある命令を出せると考えます。

○記者 そうしますと、仮に、北海道の地震でもあったように、一定の地域が大規模にブラックアウトするようなおそれがあるときに、事業者がどうしても原発をとめたくない

と、実際に施設はぴんぴんとしているとか、そういうところで見解の相違というのでしょうかね、そういうところで対立が起きるというのも想定されると思うのですが、それでも法的根拠をもって指示なり命令できるという理解でよろしいでしょうか。

○更田委員長 はい。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、右の列へ行ってカワダさん。

○記者 朝日新聞のカワダと申します。

一点だけ、大山の火山のバックフィットの関係で、最初に関電から報告書が出てきたのが今年の3月で、対応ができるのが来年3月か4月、この1年間という期間はちょっと長いように私は個人的に感じるのですが、それは、その重さというか、重要度とか、切迫性とか、そういう関係なのでしょうか。

○更田委員長 この分野の背景を持つ人間ではありませんけれども、説明を聞く限りにおいては、やはりある種、見解を醸成するための時間の必要な分野だと思っています。それから、層厚、あの地点における降灰量から逆算して放出量を計算するというシミュレーションにも一定の時間はかかりますし、それから、内部での議論を随分やったというのも事実です。それから、関西電力の見解を聞いて、そこでのやり取りもあった。まあ1年はいい方ではないかと思っています。

それから、事態の逼迫度に関して考えると、これもかなり迅速に進んでいる方だと思っています。というのは、放出量が大きく変わって、これから関西電力が評価しますけれども、層厚がどのぐらい変わるか、有意には変わるとは思うのだけれども、桁が変わるといった話ではないし、その評価結果を受けて潰れる建物が出てくるとかいう話でもないと思います。そういった意味では、いわゆる火山灰対策としてとられるであろうフィルターであるとか、そういったものの交換頻度の場合によっては影響が出るかもしれないけれども、逼迫度から考えれば、そんなに時間がかかり過ぎたとか、あるいは手を打つのが遅れたということはないと思っています。

○記者 そういう意味では、切迫度が高いという判断になれば、その期間は、即時もあれば、3カ月でやるときもあるしという、ケース・バイ・ケース。

○更田委員長 そう思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 後ろ行ってタケウチさん。

○記者 共同通信のタケウチです。

今のところとまた被ってくるのですが、今日の大山の個別の判断の中で、最初の方にも質問があった原子炉の停止は求めないというところに関して、今日の委員会では直接議論は、ここに関しては見えなかったというのもあってお伺いしたいのですが、事務方

との間では、活火山ではないというのは科学的にそうなのかもしれませんが、この点に関して、例えば、現に層厚が変わる、どれぐらいか分からないけれども、層厚が変わる可能性がある中で、影響評価も過去には当然やっているわけで、ここに関して、本当に差し迫っていないのか、原子炉の停止を求めるほどではないのではないかと、その辺の議論は内部的にはどうされたのでしょうか。

○更田委員長 これは一定程度、一定程度というか、十分にやっています。活火山でないという見解は石渡委員との間のやり取りでも聞いているし、そもそも現在の許可における層厚の想定をやったときに、層厚が何に影響するかというと、福井地区の場合だと雪と重ね合わせて、それだけの負荷が建屋にかかる、そういった計算をするわけですが、このときに相当なマージンというか、余裕を置いているので、ひょっとすると、これは仮定の話ですけれども、層厚が有意に変わっても、既にとってある保守性、マージンの中で吸収されてしまうかもしれない。その可能性もあります。ですから、今回の噴出量が変わることによっての影響が、今まで大丈夫だと思っていた建物がすぐ潰れてしまうと、そういう話のものではないので、差し迫った脅威ではないということに関しては、内部での議論でも異論のなかったところです。

○記者 この文書の読み方なのですが、そういう意味では、活火山でないから、イコール停止は必要ないよという意味ではなくて、活火山ではなくて、また噴火が差し迫った、層厚とかももうちょっと議論したという。

○更田委員長 もちろんです。活火山でないことだけが理由では全くなくて、そもそもこの許可の際に火山灰に対する備えを評価した際にも十分な安全裕度がとられていて、そういったことも考え合わせた上で即座の対処が必要でないと判断したものです。

○記者 分かりました。その後ろにある③と、さらにその後の議題5での保安規定の変更のところと絡んでくるのですが、どの程度かは分からないけれども、10センチメートルが見直されるかもしれないという中で、今日の議題5では、現状では既許可に基づいて審査を行うという、この決定に基づいて保安規定の認可方針を確認したと、そう解釈しているのですが、今、10センチメートルが本当に正しいのかということを知見をもとに指示をかけた中で、10センチメートルを前提として、まさに火山灰に係る保安規定を了承といいますか、そういう方向で認可方針を認めたという、ここの妥当性といいますか、10センチメートルを前提にしたもので、なぜ急いで決定しなければいけないのだろうかということですか。

○更田委員長 許可の前提が変わったというか、許可の前提となっている仮定が変わる可能性が出てきたときに、許可の後に続く工認保安規定を全部止めるかということですが、要するに。許可が新たな知見によって変わる可能性が出てきた。そうすると、その可能性が消えて、新たな許可が固まる、原許可のままかもしれないし、新たな許可になるかもしれないけれども、許可が固まるまでとなると、工認も保安規定も設置変更許可を前提に、そこを出発点に議論するものですから、後ろが全く進まなくなってしまう。とこ

ろが、一方で、既許可の部分であったって、工認を受けないと工事ができなくて、その工事は何のためかといったら安全向上のためだと。運転していなくたって使用済燃料プールはあるわけですから、規制委員会としては、早く工認を受けて対処してほしいわけです。

そうすると、例えば、火山灰に対する想定に新しい可能性が出てきたから、許可のごくごく一部が変わるかもしれない。そうなったときに、下流側にある工認を全てストップさせてしまうと、かえってリスクを高止まりさせることになるって、安全確保の目的としては、元も子もない話になってしまう。ですから、後段規制でやる工認や保安規定は、その時点において確定している許可に基づいたものを進めていく。そして、許可に変更があった場合にはそれを反映させて工認や保安規定を改めてやるというのが、その時点、その時点のリスクを一番低く抑える上で最もいい方法だと思っています。

○記者 この保安規定に関しては、例えばですけれども、関電の層厚の指示に基づいて返ってくるのが3月末だとすれば、そこまで少し待つとか、今、現に動いているものに関しては12月までに保安規定をとらなければいけないというのはあるのかもしれないですけれども、関電の層厚の方の議論をもう少し見るとか、そういうことは考えられないのですか。

○更田委員長 別に保安規定は火山灰だけやっているわけではないですし、工認だって火山灰対策だけやっているわけではなくて、火山灰に足を奪われて残りの部分が全部前へ進まなくていいですというのは、むしろリスクを高い状態に保とうとすることになってしまう。それから、3月末までに関電が評価結果を報告聴取に応じて報告してくると。その上で4月中にとというのは、今度はそれを受け取ってから、こちらの中で余り長く続くことのないようにという声もあったので、1か月以内にとにかく審査会合をやりましょうと。

判断までの期間は、なかなか今の時点で申し上げることは難しいけれども、少なくとも1か月以内で審査会合をやれば、手法は固まっているわけだから、層厚がどの程度変化したかが分かれば、ないしは変化しなかったかということが分かれば、結論を得るのにそんな長い時間かかるとは思いません。ですから、火山灰対策に関してはそうやって、一定の迅速性をもって進めていく。工認も保安規定も、火山灰以外のことがいっぱいあるわけなのだから、打てる安全性向上のための対策はできるだけ早く打つという観点から言えば、今の許可に基づいて工認、保安規定は進めていって、さらに火山灰に対する条件がもし変わったら、それを反映させていくというやり方が一番合理的だと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、最後、ドイさん。

○記者 電気新聞のドイです。

別のお話を2点お伺いしたいのですけれども、先週、日本原燃が来年の1月から新社長という発表がありまして、先ほどの質疑では再処理工場の審査はもうちょっと時間がかかるかなというお話もありまして、そうすると、審査書案とかを新社長のもとでということになると思うのですけれども、審査書案取りまとめの前後だったり、あるいはそれとは関係なくとも、新社長を呼んで規制委員の方々と対話するようなお考えはありますでしょうか。

- 更田委員長 今の時点で具体的な計画があるわけではないです。ただ、機会を持つことは十分に可能だと思っています。
- 記者 あと、違うお話で、来週18日で核燃料施設の新規制基準施行から5年になるかと思うのですけれども、今まで加工施設とか、大学研究炉みたいに、ほぼほぼ合格の出そろったものもあれば、再処理工場みたいにまだ審査がずっと続いているものもありますねと。特に当初は1ワットの研究炉にかなり厳格な審査をやったりとか、そこで大学からも不満の声が漏れたりとか、そういったこともあったかと思うのですけれども、規制委員会としても、グレーデッドアプローチに基づいての運用方針もまとめられて、リスクに応じた審査を進められてきたかと思うのですけれども、委員長から御覧になって、これまでの審査の評価をお聞かせいただければと思います。
- 更田委員長 これは電気新聞さんからの質問だから仕方ないかもしれないけれども、総点検のために審査の中断を願い出たのはどこの企業でしたか。
- 記者 原燃です。
- 更田委員長 ですよ。したがって、審査の云々を言われる筋合いはないというのがお答えです。
- 記者 それ以外の施設の審査については。グレーデッドアプローチについてなのですが。
- 更田委員長 グレーデッドアプローチというのは、事業者が自ら、個々の機器であるとか、個々の対策に対して、指標をもって表すことができ初めてとれるアプローチなのです。規制当局だけの努力でできるものではない。それから、事業者によるけれども、先行の審査に対して十分学んでいないところもあって、事業者に言い分はあるだろうけれども、私たちにも山のように言い分があって、特段反省しなければいけないとも思っていないし、むしろ総点検などのために審査を中断せざるを得なくなると、私たちもその期間、審査にかかわる要員を維持しなければならない。非常に率直に言えば、大変な迷惑ではあります。

そういった意味で、審査中であつたって施設を維持しているわけなので、十分な緊張感をもって施設の維持に当たってほしいと思いますし、それから、リスクの大きい、小さいというのはなかなか難しいものがあって、例えば、JAEAの燃料研究棟は、普通に考えたらグローブボックスが並んでいる施設で、プルトニウムを扱うといったところで、いわゆるリスクの高い施設とは呼べないけれども、それでもやはり対処を誤ると大きな

話になるわけで、様々なことが審査には影響しているので、グレーデッドアプローチ、グレーデッドアプローチと金科玉条のように言われても、それは事業者のレベルに応じたアプローチをとりますよということになると思います。

○司会 それでは、本日の会見は以上とします。お疲れさまでした。

—了—